

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
15	地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化	総務省	1
23	既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	5
1	国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し	厚生労働省	10
14	中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し	文部科学省	15

重点番号15: 地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化(総務省)

**(重点番号15、管理番号150)
地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方公共団体の裁量により創設できることの明確化**

総務省提出資料

令和5年7月
総務省自治行政局公務員部公務員課

地方公務員の特別休暇

地方公務員の勤務条件については、労働基準法等の規定（ ）及び地方公務員法第24条第4項に規定する「均衡の原則」を踏まえ、各地方公共団体において条例で定めることとされている。
地方公務員においては、地方公務員法等で適用除外されている規定を除き、労働基準法が適用される。

一般職の国家公務員

特別休暇の種類	期間	根拠規定*
公民権行使	必要と認められる期間	第1号
官公署出頭	必要と認められる期間	第2号
骨髄等ドナー	必要と認められる期間	第3号
ボランティア	5日以内	第4号
結婚	結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲内の期間	第5号
不妊治療	5日以内（体外受精、顕微授精に係るものである場合は10日以内）	第5の2号
産前	6週間（多胎妊娠は14週間）。予定日以後出産の日までの期間を含む	第6号
産後	8週間	第7号
保育時間	1日2回各30分以内 生後1年に達しない子の保育	第8号

地方公務員に適用される労働基準法等の規定

特別休暇の種類	民間	関係法令
公民権行使	必要な期間	労働基準法第7条
官公署出頭	必要な期間	労働基準法第7条
産前	6週間（多胎妊娠は14週間）以内。予定日以後出産の日までの期間を含む。	労働基準法第65条第1項
産後	8週間	労働基準法第65条第2項
育児時間	1日2回各少なくとも30分 生後1年に達しない子の保育	労働基準法第67条

地方公務員の特別休暇

(前ページからの続き)

一般職の国家公務員

地方公務員に適用される労働基準法等の規定

特別休暇の種類	期間	根拠規定*
妻の出産	妻の出産に係る入院から出産後2週間において2日以内	第9号
男性の育児参加	妻の出産予定日6週間前から出産後1年において5日以内	第10号
子の看護 (小学校就学前)	5日以内(1年度)(子が2人以上の場合には10日)	第11号
短期刊護	5日以内(1年度)(要介護者が2人以上の場合には10日)	第12号
忌引	親族別日数(遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数)以内	第13号
父母の追悼	1日以内	第14号
夏季休暇	7月～9月の間で連続3日の範囲内の期間(勤務時間が割り振られていない日を除く)	第15号
現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間	第16号
出勤困難	必要と認められる期間	第17号
退勤途上	必要と認められる期間	第18号

特別休暇の種類	民間	関係法令
子の看護 (小学校就学前)	5日以内(1年)(子が2人以上の場合には10日)	育児・介護休業法 第61条第11項
介護休暇	5日以内(1年)(要介護者が2人以上の場合には10日)	育児・介護休業法 第61条第16項

* 人事院規則15-14第22条第1項

地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条（略）

2、3（略）

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（抄）

（特別休暇）

4 第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～三（略）

四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事院が定めるものにおける活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

五～十八（略）

2～4（略）

提案募集検討専門部会 説明資料(1R)

既存の計画を離島振興計画と位置付けること
を可能とすること等について

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省

令和5年7月

離島振興計画の位置づけ

離島振興法について

- 離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的(離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等)を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。
- 昭和28年に10年の限時法として議員立法で制定。その後10年ごとの改正を経て現在に至る。昨年11月に令和15年3月31日までの延長等を含めとする改正がなされ、本年4月に施行。

離島の概要

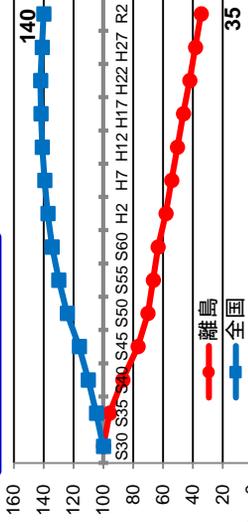
離島の役割

- 我が国の領域、排他的経済水域等の保全
- 海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全
- 食料の安定的な供給 等

離島の自然的社会的条件

- 四方を海に囲まれている
- 人口の減少が長期にわたり継続、かつ高齢化が急速に進展

離島の人口推移



(出典) 令和2年国勢調査結果
令和5年4月1日時点における離島振興対策実施地域の離島256島を対象

離島とその他地域との比較

	人口増減率 (H27 R2)	高齢化率 (R2)	市町村財政力指数 (R3)
離島地域	10%減	42%	0.19
過疎地域	3%増	33%	0.29
奄美群島	5%減	35%	0.16
沖縄	2%増	23%	0.39
全国	0.7%減	29%	0.50

(出典) 人口増減率および高齢化率: 国勢調査結果
財政力指数: 総務省「地方公共団体の主要財政指標」一覧(令和3年度)

離島振興対策実施地域の指定(法第2条関係)

主務大臣は、国土審議会の意見を聴いて、法の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定
令和5年4月1日現在: 77地域(256島) 26都道県 111市町村)

離島振興計画(法第4条関係) 策定は努力義務

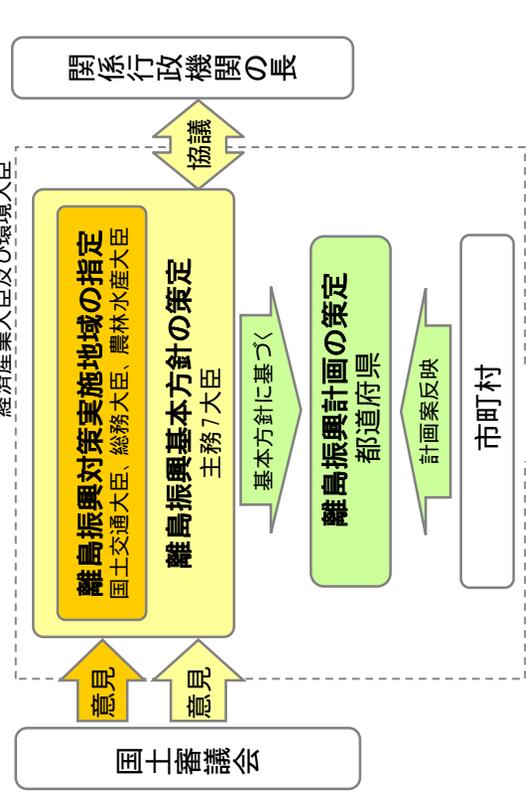
関係都道府県が、国が定めた離島振興基本方針に基づき、離島振興対策実施地域の振興について定めるもの(詳細は次頁)

改正法に基づき、令和5年度～14年度を計画期間とする離島振興計画は、離島振興対策実施地域がある26都道県全てで策定済

離島振興計画に基づく事業の実施(法第5条関係)

国、地方公共団体その他の者は、離島振興計画に基づき事業等を実施
離島振興計画に基づく事業に対しては、特別の措置が適用

離島振興法の体系



「主務大臣」は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

離島振興計画について

離島振興計画の記載事項

離島振興計画は、おおむね以下に掲げる事項について定める（法第4条第2項、第3項及び第4項関係）

基本的事項
離島の振興の基本方針
離島の振興に関する目標
計画期間
離島振興計画の達成状況の評価
分野別施策
交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化その他の必要な措置
農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置
雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進
生活環境の整備
医療の確保等
介護サービス等の確保等
高齢者の福祉その他の福祉の増進
教育及び文化の振興
観光の開発
国内及び国外の地域との交流の促進
自然環境の保全及び再生
再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策
国土保全施設等の整備その他の防災対策
離島の振興に寄与する人材の確保及び育成
その他離島の振興に関する基本的な事項
産業振興促進事項（記載可能）
産業の振興を促進する区域
前号の区域において振興すべき業種
前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容

離島振興のための特別の措置

関係都道府県が作成する**離島振興計画に基づく事業等**に対しては、以下のとおり、離島の振興のための特別の措置が講じられる。

補助率の向上（法第7条関係）

- ・港湾 5/10→8/10等、漁港 5/10等→8/10、道路 5.5/10→2/3
- ・空港 5/10→8/10、義務教育施設 1/2→5.5/10 等（第1項）
- ・簡易水道 4/10→5/10（第5項）
- ・他の政令による特例措置（海岸・土地改良 等）（第6項）
- ・教員住宅 1/2等→5.5/10（第7項）

交付金等の交付（法第7条の2及び第7条の3関係）

地方公共団体その他の者が、離島振興計画に基づき事業等のうち、**離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等**を実施する場合、国は、当該事業の実施に要する経費に充てるため、**交付金等の交付を行うことができる。**

例) 離島活性化交付金、離島広域活性化事業 など

税の特例措置（租税特別措置法関係）

個人又は法人が、**機械・装置・建物・その附属施設及び構築物の取得等**をして対象事業（製造業・旅館業・農林水産物等販売業）の用に供した場合は、**5年間の割増償却**ができる。

提案事項に対する考え方

提案団体が求める措置の具体的内容

- 離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。
- 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

検討

離島振興計画は、**国が講じる特別の措置の根拠**となるものであるため、以下を踏まえて作成されるべきである。

- 国が定める**離島振興基本方針に適合**していること
- 離島振興対策実施地域ごとに置かれている地理的・自然的特性が異なることを踏まえ、**地域ごとの課題に即して立案**されること

既存計画の記載事項が重複していたとしても、離島振興計画としてふさわしいものは、改めて検討される必要がある。

08

単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。

- 広島県中山間地域振興計画を単純に離島振興計画として位置づけようとした場合、漁港の整備について該当する記載がなく、補助率の高上げ(5/10 8/10)の対象とならないため、**離島振興計画として必要な内容となっているかは、改めて地域住民、市町村と検討していただくことは必要。**

中山間地域振興計画(広島県の提案)と離島振興計画の水産業に関する記載の比較

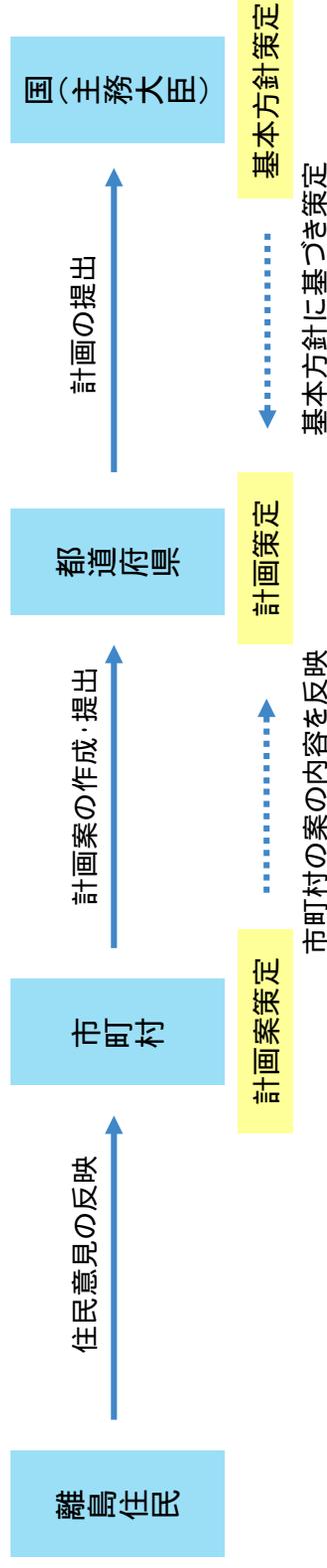
計画	該当箇所	水産業に関する記載内容(該当部分)
広島県 離島振興計画	指定地域別離島振興計画	<ul style="list-style-type: none"> 走島群島地域振興計画(福山市) <ul style="list-style-type: none"> 本地域の主要産業である水産業の振興を図り、雇用機会の確保や就業促進につなげるため、基幹施設である漁港などの整備を行います。 上大崎群島地域振興計画(大崎上島町) <ul style="list-style-type: none"> 水産業経営安定のため、漁港・魚礁などの整備や放流事業などによる水産資源確保のための事業を継続するほか、中間育成の拠点である沖浦漁港を中心に施設整備を行い、育てる漁業の基盤を整えます。 安芸群島地域振興計画(呉市・大竹市) <ul style="list-style-type: none"> 情島の水産基盤である情島漁港の適切な維持管理に努めます。
広島県 中山間地域 振興計画	第 章 施策の推進方向 夢を形にできる仕事づくり (1)生産性の高い持続可能な農林水産業の確立 水産業	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用したかき生産の効率化や安定化を図るとともに、養殖資材の適正処理など環境に配慮した養殖の推進により国際認証等の取得を進め、海外輸出にも対応可能な持続的なかきの生産体制の構築を図ります。 水産資源の管理や漁場環境の整備、最先端の漁獲技術の導入などにより、本県及び瀬戸内海全体での水産資源の回復と保全を図り、安定的な漁獲量を確保します。また、新鮮さや多様な魚種を有する強みを生かして、瀬戸内の地魚のブランド力の向上に取り組みます。

離島振興計画の策定プロセス

結論

単に計画の記載事項が重複することをもって離島振興計画とみなすことはできないが、作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、策定する都道府県に委ねられており（法令で定めるプロセスは住民意見の反映等、限定的である）、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

法令等で定める離島振興計画の策定プロセス



住民意見の反映

- 市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その離島振興対策実施地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。（法第4条第8項）
- 市町村が離島振興計画の案を作成する際には、意見交換会やアンケートの実施など、離島地域の実態に応じて住民意見を反映させるための措置を適切に講じる必要がある。（離島振興基本方針 4. 法第4条に規定する離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項）

市町村による計画案の作成・提出

- 都道府県は、離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めなければならない。（法第4条第5項）

離島振興基本方針に基づく計画の策定

- 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。（法第4条第1項）

○県外分診療報酬の全国決済について

(昭和五〇年七月二五日)

(保険発第七二号)

(各都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生省保険局国民健康保険
課長通知)

標記については、かねてより国民健康保険団体連合会相互間において鋭意検討されてきたが、さきの全国国民健康保険団体連合会事務局長会議において、昭和五〇年九月診療分(一〇月請求分)から実施することの合意を得た旨国民健康保険中央会より報告を受けた。この制度の実施は、療養取扱機関の診療報酬請求事務の簡素化をはかるとともに他県被保険者の療養取扱いの申し出を促進するものと期待されるので、その実施態勢の整備に遺漏のないよう貴管下国民健康保険団体連合会に対する指導援助を行い、併せて関係機関との連絡調整について特段のご配慮をお願いする。

おつて、この決済業務の実施に伴う診療報酬の請求方法、審査支払業務の委託及び決済業務取扱いの細目は次のとおりである。

1 診療報酬の請求方法

- (1) 療養取扱機関が、当該療養取扱機関所在地の都道府県と異なる都道府県の保険者の被保険者について診療を行った場合における診療報酬(以下「県外分診療報酬」という。)の請求は、従来、保険者所在地の都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に対して行っていたが、この決済業務の実施に伴い療養取扱機関所在地の連合会に対して行うことになるものであること。
- (2) 全国土木建築国民健康保険組合及び二以上の都道府県にまたがる国民健康保険組合の被保険者に係る診療報酬については、さしあたり今回の決済業務の対象としない予定であるので、自県分として従来どおりの取扱いをすることになるものであること。
- (3) 東京都については、諸般の事情により当分の間この決済業務に参加することができない見込みであるので、東京都の療養取扱機関が東京都以外の道府県に所在する保険者の被保険者について診療を行った場合の診療報酬の請求方法及び東京都に所在する保険者の被保険者が東京都以外の道府県の療養取扱機関において診療を受けた場合の診療報酬の請求方法は、当分の間従前どおりの方法によるものであること。
- (4) 沖縄県については、昭和五〇年六月一日に連合会が設立されたが、連合会における診療報酬の審査支払業務は昭和五一年四月から開始する予定であるので、診療報酬の審査支払業務を開始するまでの間は従前どおり社会保険診療報酬支払基金に請求するものであること。

2 県外分診療報酬の審査支払業務の委託契約等

- (1) 県外分診療報酬の審査支払業務は、療養取扱機関所在地の都道府県の連合会において取扱うことになることに伴い、各都道府県連合会と全国の保険者との間に診療報

酬の審査支払について委託契約を締結する必要があるが、事務上の煩雑さを避けるため、各連合会間において委託契約を締結して保険者との契約に代えるものであること。

- (2) 県外分診療報酬の審査支払手数料(公費負担医療に係るものを除く。)は、各連合会の昭和五〇年度歳出予算をベースにして算定した一件当りコストを基準にして、一件につき四五円とされる予定であること。
- (3) 公費負担医療に係る公費負担医療受給者別一覧表は公費負担者に対して診療報酬の請求を行うこととなる連合会において作成することとしたことに伴い、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払手数料については、当該一覧表を作成する連合会が受領し、審査支払業務を取扱う連合会に対しては支払われないものであること。

3 県外分診療報酬の決済業務

- (1) 各都道府県連合会は、国民健康保険中央会に対して、県外分診療報酬の受払い及びこれに伴う相殺業務を委託することになるものであること。
- (2) 国民健康保険中央会においては、参考資料国民健康保険中央会県外分診療報酬全国決済業務規程(案)及び国民健康保険中央会県外分診療報酬全国決済事務取扱細則(案)により全国決済業務を取扱うことになるものであること。
- (3) 県外分診療報酬の全国決済事務に係る国民健康保険中央会と都道府県連合会との間の関係書類の授受及び諸報告等については、それぞれ電話ファックスを設置して取扱う予定であること。

[参考]

国民健康保険中央会県外分診療報酬全国決済事務取扱細則

(昭和五〇年八月一九日)

(細則第一号)

改正 昭和五二年 三月一五日国保中発第五三号

昭和五八年 三月 一日国保中発第四八号

(県外分診療報酬の請求)

- 第一条 都道府県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)は、県外分診療報酬の審査が終了したときは、県外分国民健康保険診療報酬県別集計表(様式第一号)、県外分老人保健診療報酬県別集計表(様式第一号の二)及び県外分公費負担医療診療報酬県別集計表(様式第一号の三)(以下あわせて「県別集計表」という。)を作成し、当該診療報酬請求書(以下「請求書」という。)及び診療報酬明細書(以下「明細書」という。)を添えて当該審査の月の翌月五日までに、関係連合会へ到達するよう送付するものとする。
- 第二条 連合会は、県外分診療報酬の審査が終了したときは、県外分診療報酬県別請求額報告書(様式第二号・以下「県別報告書」という。)を作成し、当該審査の月の翌月七日までに国民健康保険中央会(以下「中央会」という。)に到達するよう送付するものとする。

第三条 第一条の規定により県別集計表、請求書及び明細書の送付を受けた連合会は、中央会から送付された県外分診療報酬相殺計算書(様式第三号・以下「相殺計算書」という。)と照合のうえ、関係保険者又は市町村等に対し所定の手続を行うものとする。

(相殺計算)

第四条 中央会は、第二条の規定により各連合会から県別報告書を受けたときは、各連合会毎に相殺計算書を作成し、当該月の一日までに各連合会に到達するよう送付するものとする。

第五条 中央会は、前条の規定による相殺の結果支払を要する連合会に対して、県外分診療報酬(国保分)相殺納付額請求書(様式第四号)、県外分診療報酬(老人分)相殺納付額請求書(様式第四号の二)及び県外分診療報酬(公費分)相殺納付額請求書(様式第四号の三)並びに県外分診療報酬(国保分)審査支払手数料相殺納付額請求書(様式第四号の四)及び県外分診療報酬(老人分)審査支払手数料相殺納付額請求書(様式第四号の五)を作成し、連合会から県別報告書を受けた月の一五日までに当該連合会に到達するよう送付するものとする。

第六条 前条の規定による納付額請求書を中央会から送付を受けた連合会は、当該月の二六日までに当該請求額を中央会が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

第七条 中央会は、第四条の規定による相殺の結果支払を受ける連合会に対し、県外分診療報酬(国保分)相殺支払額送金通知書(様式第五号)、県外分診療報酬(公費分)相殺支払額送金通知書(様式第五号の二)及び県外分診療報酬(国保分)審査支払手数料相殺支払額送金通知書(様式第五号の三)を作成し、これを送付するとともに、県別報告書を受けた月の二七日までに、当該支払額を当該連合会の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(過誤整理)

第八条 連合会は、県外分診療報酬または審査支払手数料について過誤があつたときは、県外分診療報酬過誤調整依頼書(様式第六号・以下「過誤調整依頼書」という。)を作成し、当該明細書及び過誤申出書を添えて、毎月二〇日までに関係連合会に到達するよう送付するものとする。

第九条 前条の規定による過誤調整依頼書の送付を受けた連合会は、これを確認し、依頼を受けた月の翌月分の県別集計表により整理を行い、その結果に基づき、県外分診療報酬過誤調整処理通知書(様式第六号の二・以下「処理通知書」という。)を作成し、当該連合会にこれを送付するものとする。

(再審査)

第一〇条 保険者から県外分診療報酬に関して再審査の申し出を受けた連合会は、内容を点検したうえ、すべて審査を行った当該連合会に対し、県外分診療報酬再審査申出書(様式第七号)に当該明細書を添えて再審査を依頼するものとする。

- 2 療養取扱機関等から県外分診療報酬に関して再審査の申し出を受けた連合会は、内容を点検したうえ、当該県外分診療報酬に係る保険者又は市町村が所在する都道府県の連合会に対し、県外分診療報酬明細書送付依頼書(様式第八号)をもつて当該明細書の送付を求めるものとする。
- 3 前項により、県外分診療報酬明細書の送付依頼を受けた連合会は、県外分診療報酬送付書(様式第八号の二)に当該明細書を添えて、当該連合会に送付するものとする。
- 4 第一項の規定による再審査の依頼、または第二項の規定による再審査の申し出を受けた連合会は、再審査を行つた後、その結果を県外分診療報酬再審査決定通知書(様式第七号の二)により当該連合会に通知するとともに、前二条の規定により過誤整理を行うものとする。

(端数整理)

第一一条 県外分診療報酬の額に対する端数整理は、昭和三四年九月二九日付保険発第一四五号の二都道府県民生部(局)長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知(昭和二七年四月一二日保険発第七四号社会保険診療報酬の支払に対する端数整理)により行うものとする。

(審査支払手数料)

第一二条 県外分診療報酬に係る審査支払手数料の額は、全国统一料金とし、毎年三月中中央会会長がこれを定め、四月審査分から適用するものとする。

- 2 前項の審査支払手数料の額の算出は、県外分診療報酬に係る審査支払義務を委託した連合会が、毎年度決定した当初予算中診療報酬審査支払特別会計の業務勘定歳出総合計額を、当該予算算定に使用した審査支払取扱総件数で除して得た一件当たり費用額を基準として定めるものとする。

(資金の借入れ)

第一三条 中央会は、連合会が第六条に規定する振込期日までに請求額を振り込まないため、第七条の規定により支払うべき額に不足を生じたときは、指定金融機関から当該支払資金を借入れて支払うものとする。

- 2 中央会は、前項の借入金に対する利息相当額及び借入に要した経費については、その額を当該連合会から徴するものとする。

(その他)

第一四条 この細則に規定する期日応当日が、日曜日または、国民の祝日に関する法律(昭和二三年法律第一七八号)に定める日に当該する場合はその翌日とする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、別に定めるところによるものとする。

(協議)

第一五条 この細則に定めるもののほか、県外分診療報酬全国決済業務に関して必要な細目は、各連合会と中央会が協議し取り決めるものとする。

附 則

- 1 この細則は、公布の日〔昭和五〇年八月一九日〕から施行する。
- 2 昭和五〇年度に限り、第一二条第一項中「三月」とあるのは「九月」に、「四月」とあるのは「一〇月」に、それぞれ読み替えるものとする。

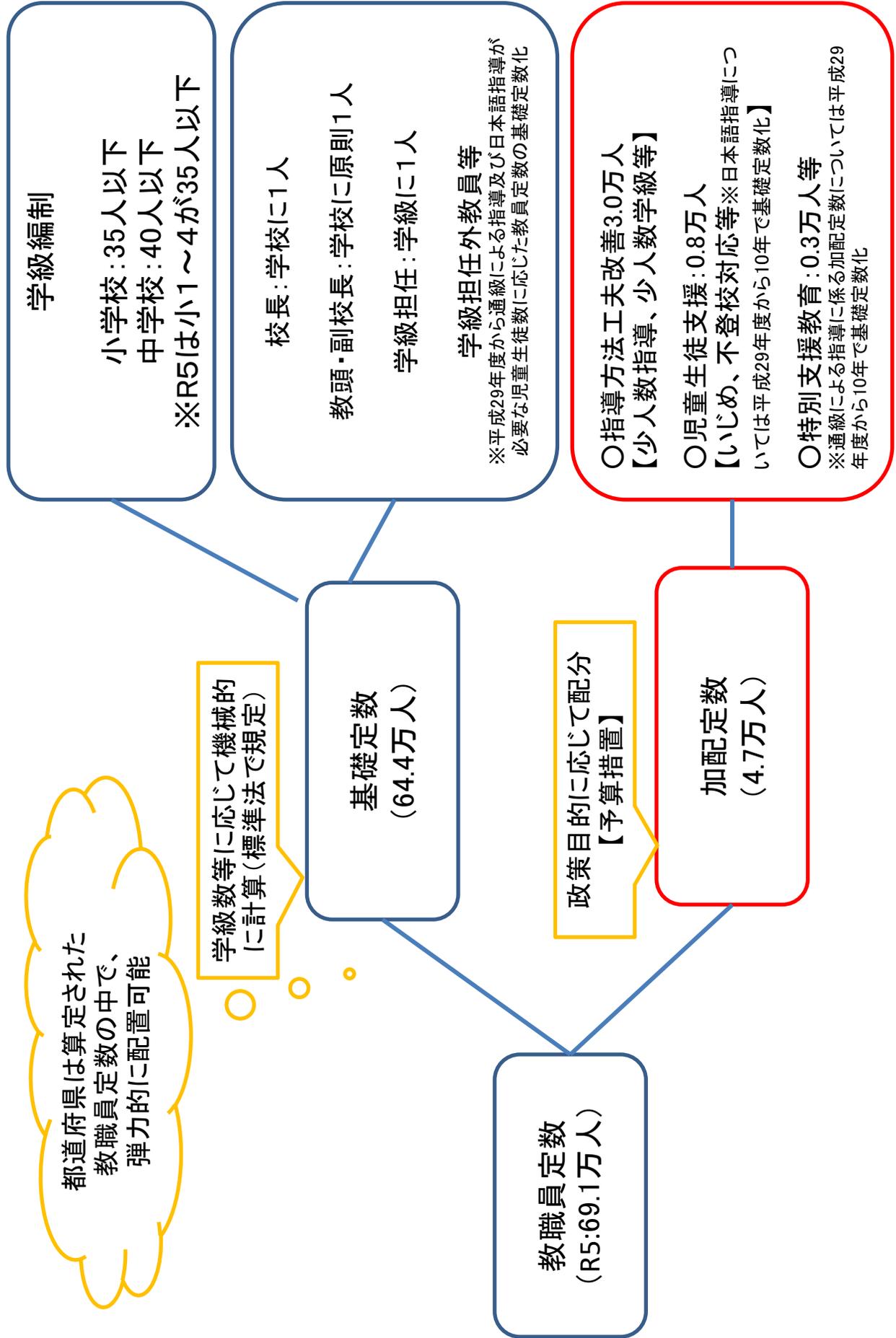
附 則(昭和五二年三月一五日国保中発第五三号)

この細則は、昭和五二年四月一日から施行する。

附 則(昭和五八年三月一日国保中発第四八号)

この細則は、公布の日から施行し、昭和五八年二月一日から適用する。

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）



画点番号14: 中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し(文部科学省)

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で措置しているもの。国は都道府県等から提出された申請を受けて、加配の類型ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県等の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

加配事項	内 容	R5年度 加配定数計
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	29,625人
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	7,419人
特別支援教育 (法15条3号)	通級指導への対応や特別支援学校のセンター的機能強化等	2,883人
主幹教諭の 授業時数等の軽減 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,793人
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	2,312人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	435人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	422人
事務職員 (法15条5号)	学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化	1,240人
合 計		46,129人

(復興加配を除く)

小学校専科指導のための加配定数について

○小学校専科指導加配定数の各項目と人数・要件等

項目	人数 (R5)	対象 教科	コマ 要件	資格要件 (いずれかを満たす者)	その他
① 英語専科指導 (H30～)	3,259人 (教科担任制分 1,600人)	外国語	24コマ	① 中学校・高等学校の免許状保有者 ② 2年以上の外国語指導助手 (ALT) の経験者 ③ CEFR B2相当以上の英語力を有する者 ④ 海外大学等で2年以上の留学経験等がある者	小学校3-6学年の外国語 1コマ分の軽減措置
② 発展的見直し分 (R2～)	3,000人	なし	なし		小学校高学年を主に対象
③ 教科担任制推進分 (R4～)	2,700人	(外国語) 算数 理科 体育	20コマ 程度※	① 中学校・高等学校の免許状保有者 ② 対象教科の専科指導を3年程度実施していた者 ③ 教科研究会等の活動、研修履歴、著的な実績等が一定程度あると教育委員会が認められた者	小学校高学年を原則対象
④ 小中一貫・連携教育分 (R4～)	200人	外国語 算数 理科 体育	小学校において 10コマ 程度	なし (中学校教員のため他の要件は不要)	単式学級が5学級以上の中学校を対象
⑤ 学園制分 (R2～)	201人	なし	なし	なし	2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群の運営。小学校高学年における専科指導を実施。
⑥ 従来分 (H24～)	1,040人	なし	なし	なし	なし
合計	10,400人				
うち高学年教科担任制分 (①～④)	7,500人				

①～④については、働き方改革の観点から学級担任の持ちコマ数の軽減を目的としており、原則授業への参加は行わないこと。

※英語加配と同様に24コマを目標としつつ、複数校での兼務等も考慮し、概ね20コマ程度優先教科を実施するよう努める。

さらに、原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することしつつ、学校規模や地理的要因等により、

例えば、

・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること

・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること 等

は可能とする